

ニュース・ダイジェスト／

キンドリルと円満和解／IBM定年後再雇用の賃金差別裁判／賃下げなき定年延長を実現

定年後再雇用者の年収を約2割の水準にまで減額したことをめぐり、日本IBMのシニア契約社員（JMITU日本IBM支部組合員）2人が同社に対し、定年前との差額相当分の損害賠償を求めた訴訟で、会社分割による承継先のキンドリルジャパンが一定の金銭を支払うことで、このほど和解した。これと並行して、キンドリルは4月から賃下げのない、65歳までの定年延長制を導入した。同支部や弁護団は、裁判闘争の成果と評価している。

原告らは、定年前と同様の業務に従事しながら、定年時の年収の2割弱の水準（賞与・手当なし、月17万円）に引き下げられたのは不当だと主張。パート有期雇用法8条（均衡待遇）に違反するとして2020年、東京地裁に提訴した。その後、日本IBMは原告の配属先を会社分割したため、承継会社のキンドリルが訴訟を引き継いでいた。

JMITUによると、和解は「円満解決」。原告の杉野憲作さんは4月14日に開いた会見（都内）で、キンドリルの65歳定年延長導入に触れ、「先鞭（せんべん）をつけられたのかな。社会的意義のある和解になった」と喜びをかみしめた。

東京都労委は昨年3月、キンドリルと日本IBMに対し、不誠実団交の救済を命令。キンドリルは命令を受け入れて団交に応じ、今回の和解と処遇改善につながった。

一方、日本IBMは今も命令を履行せず、中労委で係争中だ。

「海員だより」